

1 休日保育利用について

保護者の就労形態の多様化により、日曜日や祝日等(12月29日から1月3日ま除く)に「保育に欠ける」お子様を保育致します。

ただし、利用できるのは、保育に欠けているため豊川市内の保育園に現に入園しており、保護者の何れもが、日曜や祝日に働いている等により、保育に欠けているお子様のみです。

なお、昼食につきましては、お弁当をお持ちいただきます。

*** 子ども課 (でんわ89-2274)へ事前の登録が必要です。**

保育時間 8:30から18:00まで

利用料金のほか詳しくは、子ども課（電話89-2274）かひかり保育園へお問い合わせください。

保護者へ

子どもの福祉を最優先し保護者に子どもの気持ちや行動、様子など知らせ保護者への励ましと助言と理解を求めていく。

お休みする日<12/29~1/3>

子どものために、こどもの日5月5日、

働いている保護者のために、勤労感謝の日11月23日